

税金とうめい化の党

(自分のことしか考えていない国会議員退場の党)規約

(名称・所在地)

第1条 本政治団体は、「税金とうめい化の党（自分のことしか考えていない国会議員退場の党）」（以後、税金とうめい化の党、と表記）と称し、主たる事務所を滋賀県内に置く。

(目的)

第2条 本党は、以下の各号に定めることを目的とする。

- 一 本党は、『一問題解決の』党を創出する党が創出した党であり、税金の流れの透明度を高める。
- 二 租税支出研究所 (Tax Expenditures Lab.) の世界租税支出透明性指数 (GTETI) で、現在、日本が世界 104 か国中 94 位を米国(6位)並の 10 位以内に引き上げる。尚、GTETI だけでなく他の指数等も参照し税金支出の透明性を米国並みに引き上げる。

(所属議員の責務)

第3条 「税金とうめい化の党」の代表は、『一問題解決』の党を創出する党の代表と同一とする。

- 2 「税金とうめい化の党」の国会議員は、法案審議の本会議の話し合いには出席する。
しかし、その裁決時には、「税金とうめい化の党」が問題にしていない法案については退席し欠席とする。また、本会議だけで無く委員会等可決否決を要する会議も本会議同様とする。
- 3 本会議の審議内容については、3ヶ月以内に web にて、国民に文書若しくは自らが動画にて報告する。
- 4 「税金とうめい化の党」は、問題解決した時点で解党する。但し、国会議員の辞職に係って、国民の選挙費用負担の観点から問題解決した時点の直近の国政選挙の直前とし、その後「税金とうめい化の党」を解党する。

(本党の国会議員の数)

第4条 『一問題解決』の党を創出する党ないし本党の国会議員の合計人数は、最大 10 名とする。

(党员)

第5条 本党は、第2条の目的に賛同し、党员の推薦があり入党を希望し役員会です承が

得られた者で構成する。

（入党の手続き）

第6条 本党への入会の手続きは、入党希望届け（様式任意）、役員若しくは党員の推薦状を本党に提出し、受理及び承認を得、党費を納めることにより完了する。

（党費）

第7条 党員が納める党費は、下記の通りとする。

- 一 役員 年間0円
- 二 役員以外の党員 年間10万円
- 三 党費の年度は、11月1日から翌10月31日とする

（入党期間及び離党）

第8条 党員の入党期間は下記のとおりとする。

- 一 党所属議員は、当該議員を辞職または離党希望を出し党首が離党を承認するまで
- 二 党公認候補者は、当該選挙が終了するまで
- 三 党公認希望者は、公認審査が終わるまで
- 四 他の党員は、離党届を提出するまで

（議決機関）

第9条 党首は毎年1回の通常総会及び、必要に応じて臨時総会を招集する。

2 党首は必要に応じ役員会を招集する。

（役員）

第10条 本党には次の役員を置く。

- 党首1名
- 会計責任者1名
- 監事3名以内

2 本党には必要に応じて次の役員を置くことができる。

- 臨時管理人1名
- 副党首5名以内
- 幹事若干名

3 党の規模が小さいときには兼任可とする。

（役員の選出及び任期）

第11条 党首は藤井 隆一とする。

- 2 前項以外の役員については、総会の意見等の結果に基づいて党首が任命する。なお、その任期は2年とし、辞任と再任を妨げない。

(経費)

第12条

本党の経費は、寄附金、事業収入、政党交付金及びその他の収入及び借入金をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第13条 本党の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

- 2 本党の決算は、毎会計年度終了後速やかに、監事の会計監査を受けなければならない。

(規約の改廃)

第14条

本規約の改廃は、総会において決定する。

(懲戒)

第15条

役員及び党員及び党所属議員等への懲戒処分は、以下の通りとし、処分対象者と処分内容は役員会で決定する。

- 一 免職：除名処分・諭旨離党
- 二 停職：役職停止処分
- 三 戒告：譴責処分（役員会で処分内容を決定）
- 四 訓告：嚴重注意・口頭注意

(補則)

第16条 本規約に定めなき事項については、役員会において決定する。

附則

本規約は、2025(令和7)年6月24日より実施する。